

介護予防小規模多機能型居宅介護事業所
小規模多機能型居宅介護事業所
なのはな苑 むつみ

重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 明翠会

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 明翠会
- (2) 法人所在地 岡崎市福岡町字四反田 26 番地
- (3) 電話番号 0564-57-8150
- (4) 代表者氏名 理事長 太田健介
- (5) 設立年月日 2009 年 3 月 1 日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定小規模多機能型居宅介護
2009 年 3 月 1 日指定 岡崎市 2392100125 号
指定介護予防小規模多機能型居宅介護
2012 年 7 月 1 日指定 岡崎市 2392100125 号

(2) 事業所の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い、利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護 なのはな苑むつみ
介護予防小規模多機能型居宅介護 なのはな苑むつみ

- (4) 事業所の所在地 岡崎市合歡木町字上郷間 297-1

- (5) 電話番号 0564-57-6232

- (6) 管理者氏名 市川 雅代

(7) 当事業所の運営方針

利用者一人ひとりの人権を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

- (8) 開設年月日 2009 年 3 月 1 日

- (9) 登録定員 25 名（通いサービス定員 15 人、宿泊サービス定員 8 人）

- (10) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	8 室	和室 3 室、洋室 5 室
居間	1 室	
食堂	1 室	
台所	1 室	
浴室	1 室	
消防設備	自動火災報知機・消火器・スプリンクラー設置	
その他		

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護予防小規模多機能型居宅介護・指定小規模多機能型居宅介護に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施

(1) 通常の事業の実施地域

当事業所が所在する生活圏域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月曜～日曜 7時30分～19時
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	月曜～日曜 19時～7時30分

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス・指定小規模多機能型居宅介護サービス（以下「介護サービスといいます」）を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置の状況>

従業員の職種	常勤	非常勤	職務内容
1. 管理者兼介護支援専門員	1人	0人	事業内容調整・相談業務
2. 介護支援専門員	0人	1人	サービスの調整・相談業務
3. 介護職員	6人	7人	日常生活の介護・相談業務
4. 看護職員	1人	0人	健康チェック等の医務業務

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 管理者	勤務時間：8時15分から17時15分を基本とするシフト制
2. 介護支援専門員	勤務時間：8時15分から16時15分を基本とするシフト制
3. 介護職員	主な勤務時間：8時15分から17時15分を基本とするシフト制 夜間の勤務時間：15時45分から9時45分を基本とするシフト制 その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します
4. 看護職員	勤務時間：8時15分から17時15分を基本とするシフト制

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険の給付の対象となるサービス)
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合 (介護保険の給付とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、介護報酬の告示の上の額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、介護予防小規模多機能型居宅介

護計画・小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護計画」といいます）に定めます。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

①食事

- ・食事の提供及び食事の見守り及び介助を行います。

②入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。

⑤健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥送迎サービス

- ・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

訪問サービス実施のための必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させていただきます。

訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

①医療行為

②利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受

③飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙

④利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑤その他契約者もしくはその家族が行う迷惑行為

ウ 宿泊サービス

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日所生活上の世話を提供します。

<サービス利用料金>（契約書第5条参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべてを含んだ一カ月単位の包括費用の額

利用料金は一カ月ごとの包括費用（定額）です。

利用者の要介護（要支援）度に応じたサービス料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、利用者の要介護（要支援）度に応じて異なります。（別紙利用料金）

☆月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割りま

たは増額はいたしません。

☆月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払い頂きます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

登録日・・・利用者が当事業所の利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日

登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日

☆入院等により月にサービス利用がない場合でも、話し合いにより契約を継続される場合には利用料を頂きます。

☆利用者がまだ要介護（要支援）認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護（要支援）の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うため必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆利用者に提供する食事及び宿泊にかかる費用は別途頂きます。（下記（2）ア及びイ参照）

☆介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

イ 加算

利用料金： 別紙

（2） 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

ア 食事の提供（食事代）

利用者に提供する食事に要する費用です。

利用料金：（別紙）（2021年9月1日改定）

イ 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

利用料金：（別紙）（2023年8月1日改定）

ウ 通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎及び交通費

エ おむつ代

別紙「ご利用者負担金」のとおりです。

オ レクリエーション活動等

利用者の希望によりレクリエーション活動等に参加して頂くことができます。

利用料金：材料代等の実費を頂きます。

カ 複写物の交付

利用者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合に実費をご負担頂きます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に内容の変更する事由について、変更を行う日から2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前期（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、次のいずれかの方法により翌月末日までにお支払い下さい。

- ① 事業所での現金支払い
- ② 銀行口座より引き落とし

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

☆ 介護サービスは、介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の状態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

☆ 5.（1）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1カ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5.（2）の介護保険の対象外のサービスについては、利用予定日の前日までの申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。当日利用され、早退された場合は当日の食事代は頂きます。

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業者の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画・小規模多機能型居宅介護計画について

介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者との協議の上で介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

(6) サービス提供の記録

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記録し、その控えを利用者に交付します。また、この記録は5年間保存することとします。

6. 秘密保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

事業者及び事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

(2) 個人情報の使用・提供に関する注意事項について

事業者は、前項の規定にかかわらず、利用者及び家族の個人情報を以下のために、必要最小限の範囲内で使用・提供、または収集します。

○利用者に関わる居宅サービス計画及び介護計画の立案や円滑なサービス提供の為に実施されるサービス担当者会議での情報提供。

○介護支援専門員とサービス事業所との連絡調整

○利用者が医療サービスの利用を希望している場合及び主治医の意見を求める必要がある場合。

○利用者の容態の変化にともない、緊急連絡を必要とする場合。

7. サービス提供に関する相談・苦情の受付について（契約書第18条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 管理者

○受付時間 随時 8:15~17:15

(2) 行政機関その他苦情受付機関

岡崎市役所 介護保険課

〒444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地（福祉会館1階）

TEL 0564-23-6682 FAX 0564-23-6520（土・日・祝日を除く）

(3) 愛知県国民健康保険団体連合会

愛知県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情調査係

〒461-8532 名古屋市東区泉1丁目6番5号

TEL 052-971-4165 FAX 052-962-8870（土・日・祝日を除く）

8. 相談・苦情解決の体制及び手順

苦情または相談があった場合には、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、状況の聞き取りの為に訪問を実施し、事情の確認を行い、苦情に関する問題点を把握した上で検討を行い、再発防止の対策を決めていきます。対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

9. 運営推進会議の設置

当事業所では、介護サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員、
介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催：隔月で開催
議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

10. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下を協力医療機関・施設として連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

岡崎南病院
特別養護老人ホーム なのはな苑ふくおか

11. 非常災害時の対応

非常災害時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、契約者も参加して行います。

岡崎市消防署への届出日：2009年3月2日

防火管理者：谷川 賀之

<消防用設備>

- ・自動火災報知機、消火器、スプリンクラー等消防法による設備を設置しています。

<地震、大水等災害発生時の対応>

- ・大規模災害マニュアルに基づき緊急体制の確保及び対応を行います。

12. 損害賠償（事業所の義務違反）

- 1 事業所はサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに岡崎市及び関係各機関並びに、家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。契約書第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状態を勘案して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 3 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

13. 損害賠償(事業所の義務違反)

(損害賠償がなされない場合)

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 1 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴などの重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- 2 利用者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- 3 利用者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- 4 利用者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

14. 身体拘束の廃止

事業所は、介護サービス提供に当たり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

○事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。

- (1) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
- (2) 利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を随時検討します。

15. サービス利用にあたっての留意事項

- 1 サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 2 事業所内の設備や器械は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等生じた場合、代償していただく場合があります。
- 3 他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- 4 所持金は、原則、持参しないでください。特別な事情がある場合はご相談下さい。
- 5 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。

年 月 日

指定介護予防小規模多機能型居宅介護・指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 岡崎市合歓木町字上郷間 297-1

法人名 社会福祉法人 明 翠 会

代表者 理事長 太 田 健 介

説明者氏名

印

上記内容の説明を事業者から受け、指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービス・指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住 所

氏 名

印

署名代行者 住 所

氏 名

印 続柄

代行理由 :

(別紙)

利 用 料 金

介護予防小規模多機能型居宅介護・小規模多機能型居宅介護 サービス利用料金に係る自己負担

【 介護保険給付対象サービス利用料金 1割 】

(令和6年6月1日より)

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. 要支援・要介護 サービス料金	34,500	69,720	104,580	153,700	223,590	246,770	272,090
2. 介護保険から 給付される金額	31,050	62,748	94,122	138,330	201,231	222,093	244,881
サービス利用に係る 自己負担単位(1-2)	3,450	6,972	10,458	15,370	22,359	24,677	27,209

【 その他の加算 】

- ・初期加算…1日30単位(利用開始30日間、30日を超える入院後に再利用開始されてから30日間)
- ・看護職員配置加算(要介護のみ)…専従の看護師を1名以上配置 配置加算(I)
1割負担分900単位/月
- ・サービス提供体制強化加算(I)…①介護職員の総数の内介護福祉士が70%以上の配置。
②勤続年数10年以上の介護福祉士25%以上
サービス提供体制加算 1割負担分750単位/月
- ・認知症加算 Ⅲ・Ⅳ…760単位(Ⅲ)、460単位(Ⅳ)(主治医の意見書を基に加算されます)
Ⅲ…認知症高齢者日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当する方
Ⅳ…要介護2の方で、認知症高齢者日常生活自立度のランクⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はMに
該当する方
- ・総合マネジメント体制加算(I)…1,200単位/月
- ・介護職員等処遇改善加算(I)…単位数に対して149/1000の加算(小数点以下四捨五入)
- ・科学的介護推進加算…40単位/月
- ・保険対象分費用総額…単位数に対して10.33/10(小数点以下切捨)

【 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金】

《 食事の提供（食事代） 》 令和3年9月1日 改定

利用者に提供する食事に要する費用です。 【1日あたり 1495円】

《内 訳》

朝食	昼食	夕食	おやつ
310円	590円	545円	50円

《 宿泊に要する費用 》 令和5年8月1日 改定

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1回 2,800円	TVレンタル 1日 300円
-----------	----------------

《 おむつ代（ご利用者負担金） 》

尿取りパット代 1枚 50円	紙おむつ及び紙パンツ代 1枚 150円
----------------	---------------------